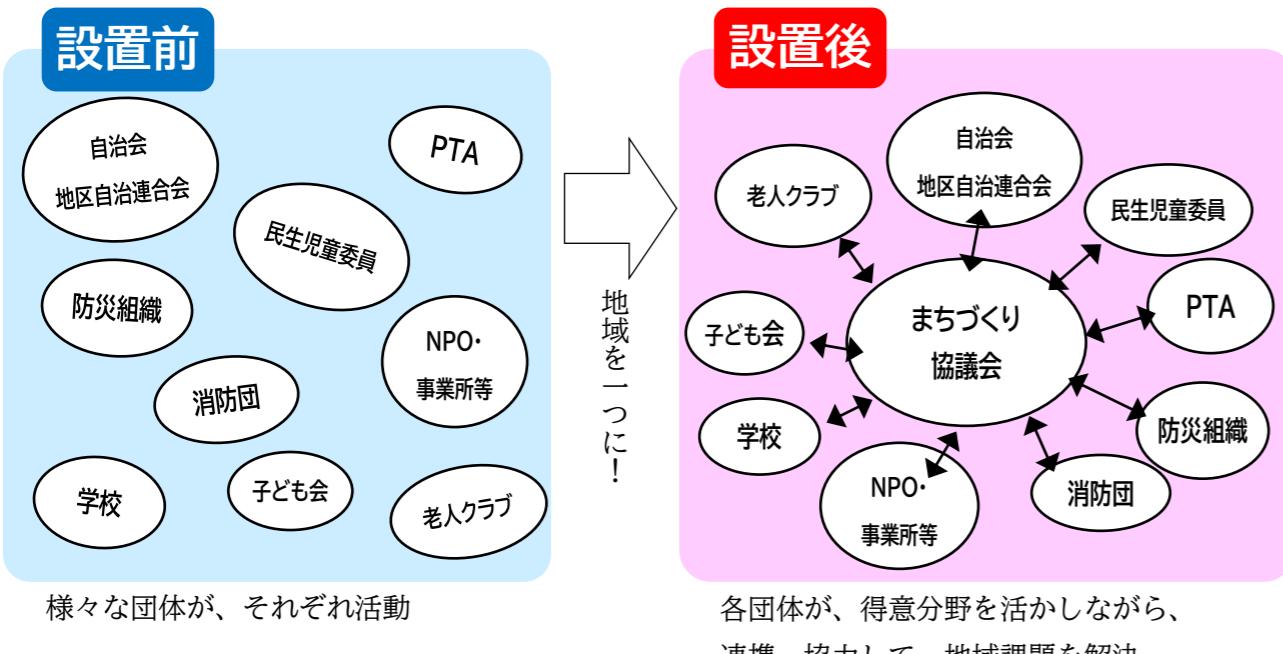


まちづくり協議会とは

ライフスタイルや価値観の多様化により住民ニーズが複雑化する一方で、高齢化や共働き世帯の増加により、全国的に地域の担い手が不足してきています。

「まちづくり協議会」は、ひとつのまとまった地域で、自治会や各種団体などの多様な主体で連携しながら、地域の課題解決に取り組む総合型の地域組織のことです、全国的に広がりを見せています。

まちづくり協議会のイメージ



まちづくり協議会の活動例

まちづくり協議会の活動例は、下記のとおりです。1地域に1つという制約があるため、単一の活動ではなく、総合的な（複数の）活動が求められます。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1)防災・防犯 | (2)教育・子育て支援 |
| (3)健康・福祉 | (4)環境美化 |
| (5)伝統的な行事や文化の継承 | (6)地域の課題解決 |
| (7)地域の活性化のための活動 | 他 |

町からの支援

- | | |
|---|--|
| ○準備会への支援
協議会設立に向けた調査・研究経費、会議開催等経費に交付金を交付
【1団体あたり40万円】(1回限り) | ○まちづくり協議会への支援【検討中】
・財政的支援
・人的支援（事務局費用）
・活動場所（公共施設）の提供 |
|---|--|

王寺町では、「まちづくり協議会」を「指定地域共同活動団体」と位置づけます



○指定地域共同活動団体とは

令和6年9月26日に地方自治法が改正され、「指定地域共同活動団体」制度が創設されました。

王寺町が考えている
「まちづくり協議会」と
ほぼ同じ！

◇指定地域共同活動団体（総務省資料より） 【指定対象】 ○区域の住民又は区域の住民を主たる構成員とする団体を主たる構成員とする団体 【指定の要件】 ○地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う ○地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う ○民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保等	【イメージ】 ○自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、 <u>地域的な共同活動</u> を実施
↑(令和8年3月議会で提案予定) 市町村が条例で定める必要あり	○地域的な共同活動のイメージ ・地域の美化・清掃 ・高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動 ・高齢者・子どもの見守り等

○指定の効果

- ・活動資金の助成、情報提供など、町の支援を受けることができる
- ・他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、町に調整を求めることができる
- ・町から行政財産の貸付け（公共施設を拠点として活用可！）、関連事務の随意契約による委託を受けることができる（将来的には、町からの仕事を受けて安定運営も！）

★備考：町から指定地域共同活動団体への支援は、国からの「特別交付税措置」があります。